

入札説明書

独立行政法人国立病院機構やまと精神医療センターの簡易陰圧装置 8式調達契約に関わる入札公告（令和6年12月3日付）に基づく入札等については、独立行政法人国立病院機構会計規程等に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

I 入札及び契約に関する事項

1 経理責任者名等

独立行政法人国立病院機構やまと精神医療センター 院長 井上 眞

2 調達内容

(1) 調達件名及び数量

簡易陰圧装置 調達 8式

(2) 調達役務の特質等

「仕様書」のとおり。

(3) 履行期間 契約締結日から令和7年3月31日まで

(4) 履行場所 独立行政法人国立病院機構やまと精神医療センター

(5) 入札方法

① 入札者は、調達役務の本体価格のほか、役務提供に要する一切の諸経費を含めた契約金額を見積もるものとする。

② 交渉予定者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって交渉価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。

(6) 入札保証金及び契約保証金 免除

3 競争参加資格

(1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下「契約細則」という。）第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。

【参考】

第5条

経理責任者は、特別な理由がある場合を除き、次の各号のいずれかに該当する者を一般競争に参加させることができない。

一 契約を締結する能力を有しない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

第6条

経理責任者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後一定期間一般競争に参加させないことができる。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても、同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者

- 三 交渉権者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者
 - 四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者
 - 五 正当な理由なく契約を履行しなかった者
 - 六 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
 - 七 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
 - 八 前各号に類する行為を行った者
- (3) 次の事項に該当する者は、競争に参加させないことがある。
- ① 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者
 - ② 経営の状況又は信用度が極度に悪化している者
- (4) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格令和4・5・6年度）「物品の販売」、及び「役務の提供等」のA、B、C及びDの等級に格付けされ、近畿地区の競争資格を有するものであること。
- 競争参加資格審査に関する問い合わせ先は、次のとおり。
- 〒639-1042
奈良県大和郡山市小泉町2815
独立行政法人国立病院機構やまと精神医療センター 企画課業務班 業務班長
電話 0743-52-3081 内線 370
- (5) 業務の履行に十分な実施体制であること。
- (6) 契約細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
- 〒639-1042
奈良県大和郡山市小泉町2815番地
独立行政法人国立病院機構やまと精神医療センター 企画課業務班 業務班長
電話 0743-52-3081 内線 370
- (2) 入札書等の受領期限 令和6年12月18日（水） 17時00分
（郵送する場合は書留郵便に限る。受領期限までに必着のこと）
- (3) 入札書等の提出方法
- ① 入札書は別紙の様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）、及び「全自動錠剤分包機調達一式の入札書在中」と朱書しなければならない（別紙2参照）。
 - ② 郵便（書留郵便に限る）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「全自動錠剤分包機調達一式の入札書在中」の旨朱書し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、上記4(1)宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
 - ③ 入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
 - ④ 入札者は、入札書と併せて調達件名に関する応札仕様書も提出すること。
- (4) 入札の無効
- ① 本入札説明書に示した競争参加資格のない者、入札条件に違反した者又は入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び応札のための関係書類は無効とする。
 - ② 国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（昭和55年政令第300号）第8条第3項の規定に基づき入札書を受領した場合で、当該資格審査が契約予定者決定日までに終了しない時又は資格を有すると認められなかった時は、当該

入札書は無効とする。

(5) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取り止めることがある。

(6) 開札日時 令和6年12月19日(木) 10時00分

独立行政法人国立病院機構やまと精神医療センター 会議室

5 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札者に要求される事項

この競争に参加を希望する者は、封印した入札書及び関係書類を、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類とともに、本入札説明書4(2)の入札書の受領期限までに提出しなければならない。また、契約予定者内定日の前日までの間において、当院担当者から当該書類に関し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

(3) 競争参加資格の確認及び応札のための書類

- ① 競争参加資格の確認及び応札のための書類は別紙2により作成する。
- ② 資料等の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- ③ 当院は、提出された書類を競争参加資格の確認等の実施以外に提出者に無断で使用することはない。
- ④ 一旦受領した書類は返却しない。
- ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。

(4) 落札者の決定方法

最低価格入札後の交渉成立者とする。

- ① 本入札説明書4(3)に従い書類・資料を添付して入札書を提出した入札者であって、本入札説明書3の競争参加資格をすべて満たし、当該入札者の入札価格が国立病院機構契約事務取扱細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であり、かつ、最低価格をもって有効な入札を行った者を交渉者とする。
- ② 交渉者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、交渉者を決定するものとする。また入札者又はその代理人が直接くじを引くことが出来ないときは、入札執行事務に関係ない職員がくじを引き交渉者を決定するものとする。

(5) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に経理責任者等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
- ③ 上記②の場合において経理責任者等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- ④ 経理責任者等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(6) 支払条件

支払方法等の詳細については別途契約書において定めるものとする。

(7) その他詳細不明の点についての問い合わせ先 4(1)に同じ。

(8) 契約内容の公表

契約を締結した場合には、契約の相手方等について、契約細則第26条の2の規定に基づき、当院のホームページにおいて公表する。

【参考】第26条の2 国立病院機構の支出原因となる契約であって、予定価格が10

0万円（賃借料又は物件の借り入れの場合は80万円）を超える契約（第17条の2第2号の規定により契約した場合を除く。）を締結した場合には、契約締結の日の翌日から起算して72日以内に次に掲げる事項をホームページにおいて公表しなければならない。

- 一 工事（工事に係る調査及び設計業務等を含む。）の名称、場所、期間及び種別又は物品等若しくは役務の名称及び数量
- 二 経理責任者の氏名、名称及び所在地
- 三 契約を締結した日
- 四 契約の相手方の氏名及び住所
- 五 一般競争入札又は指名競争入札及び公募型企画競争等の別によった場合は、その旨（随意契約を行った場合を除く。）
- 六 予定価格（公表したとしても、他の契約の予定価格を類推されるおそれがないと認められるもの又は国立病院機構の事務若しくは事業に支障が生じるおそれがないと認められるものに限る。）
- 七 契約金額
- 八 落札率（契約金額を予定価格で除したものに百を乗じて得た率（小数点第二位を四捨五入する。））（予定価格を公表しない場合を除く。）
- 九 随意契約によることとした理由（随意契約を行った場合に限る。）及び会計規程等の根拠条文
- 十 厚生労働省が所管する公益法人と随意契約を締結する場合に、当該法人に国立病院機構の常勤役職員であったものが役員として契約を締結した日に在職していれば、その人数
- 十一 その他必要な項目

2 前項の規定による公表は、契約を締結した日の翌日から起算して1年が経過する日まで行うものとする。

(9) 2ヵ年連続して一者応札・応募となった案件の公表について

2ヵ年連続して一者応札・応募となった案件については、「「独立行政法人の契約状況の点検見直しについて」における改善状況のフォローアップについて」（平成24年9月7日総務省行政管理局長事務連絡）において、一件ごとに契約の概要や、一者応札・応募の改善に向けた取り組み内容を記載した個表を作成し、国立病院機構本部のホームページで公表することがルールとなりました。この個表は、一者応札となった場合には、契約業者名も含めて公表されることとなります。予め御了承の上、ご理解いただきますようお願いいたします。

II 仕様及び応札に関する事項

1 調達役務の仕様

調達役務の仕様は、別冊仕様書に示すとおりとする。但し、契約締結時までの間に、契約範囲等仕様書を変更することがあり得る。

仕様書に関する書類等に関する問い合わせ、照会先は次のとおり。

〒639-1042

奈良県大和郡山市小泉町2815

独立行政法人国立病院機構やまと精神医療センター 企画課業務班 業務班長
電話 0743-52-3081 内線 370

2 調達役務の検査等

役務提供検査終了後、当該役務において、契約予定者が提出した応札に関する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、契約予定者に対し損害賠償等を求

める場合がある。